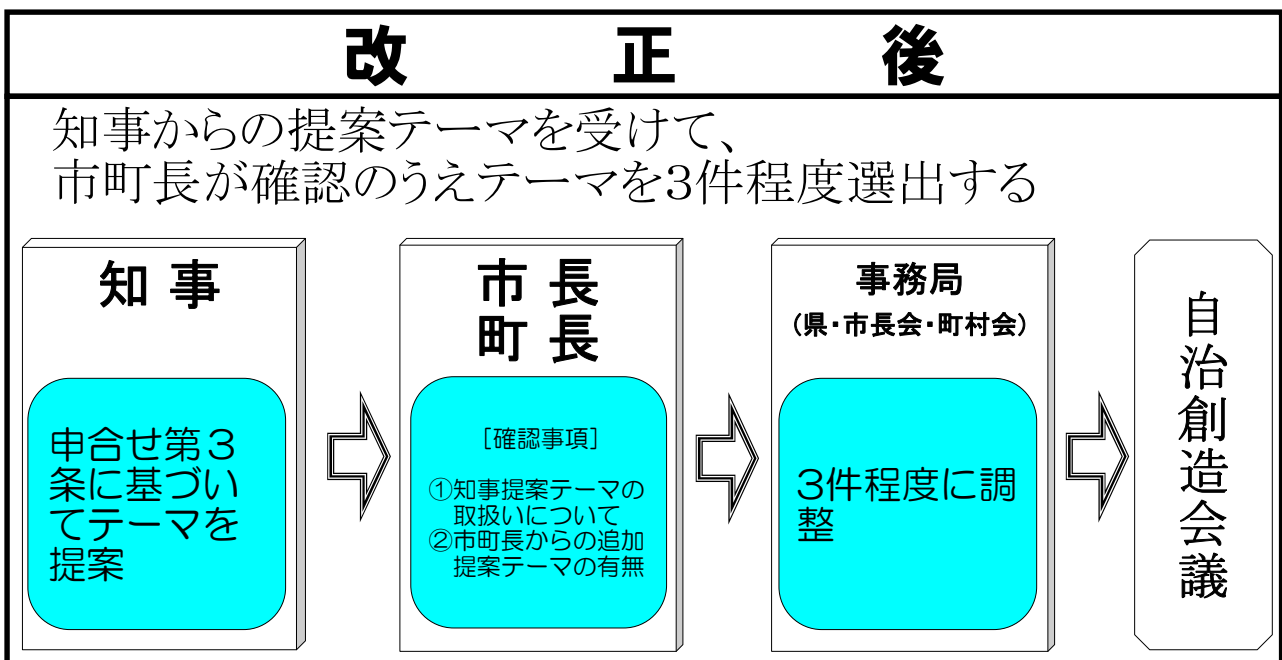
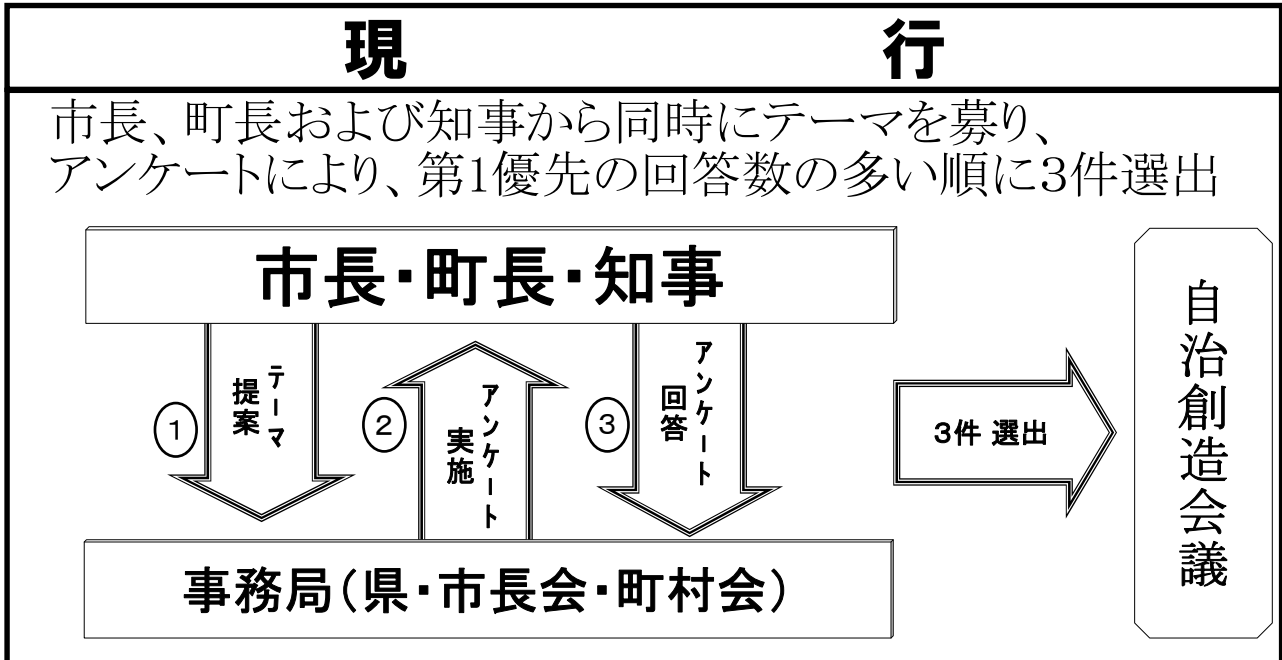


滋賀県自治創造会議のテーマ提案方法について(素案)



滋賀県市町対話システムに関する申合せ(抜粋)
 (対象)

第3条 対話システムの対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 市町の事務に影響を及ぼすと考えられる県行政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定または改廃
- (2) 県の長期構想、県行政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定およびこれらの重要な改定(迅速性または緊急性を要するものを除く。)
- (3) 県および市町に共通する自治の基本に関わる重要な事項